

# インド知財の概況，インドの政治経済 および日系企業動向について

会員・ジェットロニューデリー知的財産権部 大谷 仁郎

## 要 約

日本弁理士会と日本貿易振興機構（ジェトロ）との覚書に基づき筆者は、ジェトロ東京本部での国内研修を経て、2015年10月からジェットロニューデリーに在籍しています。本稿では、インド知財の概況に焦点を絞り、権利化、模倣品、および訴訟の面から紹介します。

また、ジェットロニューデリーで筆者は、知財業務に限らず、知財の基礎となるジェトロ国内外の投資関連業務に広く従事する機会を頂いています。そこで、インドの政治経済および日系企業動向についても簡単に紹介します。

## 目次

1. はじめに
2. インド知財の概況
  - (1) 法制度の概要
  - (2) 権利化概況
  - (3) 模倣品概況
  - (4) 訴訟概況
3. インドの政治経済および日系企業動向
  - (1) 政治経済動向
  - (2) 日系企業動向
  - (3) 日印関係
4. おわりに

### 1. はじめに

日本弁理士会と日本貿易振興機構（ジェトロ）との覚書に基づき筆者は、2015年10月からジェットロニューデリーに在籍しており、本稿では、インド知財の概況、インドの政治経済および日系企業動向について紹介します。知財戦略の立案・検討、知財の投資先としてのインドの現状把握、インド代理人とのコミュニケーション、ならびにインド視察のための情報の整理などにお役立て頂ければ幸いです。

### 2. インド知財の概況

#### (1) 法制度の概要

日本におけるいわゆる知的財産権法の範囲で比較すると、インドには、小発明を保護する実用新案法のような法律や、ノウハウを保護する不正競争防止法のような法律がありません。インドはコモン・ローの国の

ため、他社に蓄積されている信用に違法にただ乗りするような詐称通用（パッシング・オフ）の概念が判例法上認められており、また成文法が存在しない営業秘密の侵害などを争う裁判では、過去の判例に基づくところが大きくなります。インドは、パリ条約、特許協力条約、TRIPs協定、マドリッド協定議定書、およびベルヌ条約に加盟していますが、商標法条約には加盟していません。

侵害に対する民事上の措置および水際措置は、特許権、意匠権、商標権および著作権に基づいて可能ですが、刑事上の措置は、商標権および著作権に基づくものに限られています。

インドでは、ニューデリーに国内に1カ所のみ所在する最高裁判所を頂点とする裁判制度が採られており、最高裁判所の下にインド諸州に20以上所在する高等裁判所が設置され、更にその下に各地方を管轄する地方裁判所などが設置されています。

#### (2) 権利化概況

##### (2-1) 出願数の推移

インド特許意匠商標総局（CGPDTM）が毎年発表している年次報告書「Annual Report」において、インドにおける2014年から過去5年の出願数をみると、特許出願数は2011年に前年比9.6%増加して以降横ばい推移していますが、意匠および商標の出願数は何れも増加傾向で推移しています（図1）。出願の種別では商標が最も多く、2014年度は210,501件と、特許出願数

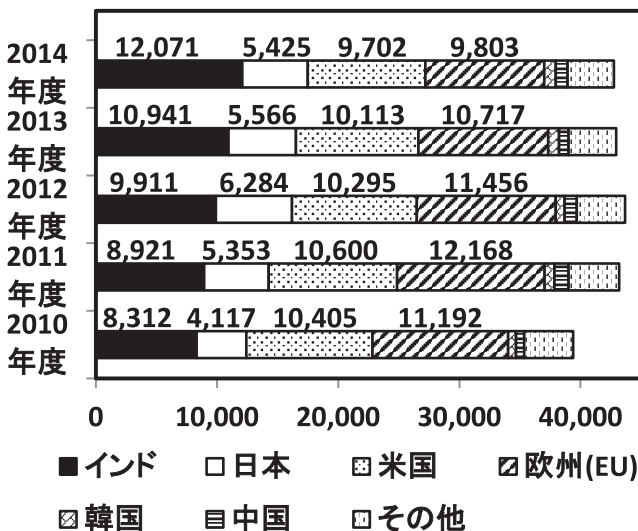
の約5倍、意匠登録出願数の約22倍の出願がなされています。なお、2014年の特許の付与数は5,978件、意匠の登録数は7,147件、商標の登録数は41,583件でした。

| 年度<br>種別 | 2010    | 2011    | 2012    | 2013    | 2014    |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 特許       | 39,400  | 43,197  | 43,674  | 42,951  | 42,763  |
| 前年比      | 14.9    | 9.6     | 1.1     | △1.7    | △0.4    |
| 意匠       | 7,589   | 8,373   | 8,337   | 8,533   | 9,327   |
| 前年比      | 24.6    | 10.3    | △0.4    | 2.4     | 9.3     |
| 商標       | 179,317 | 183,588 | 194,216 | 200,005 | 210,501 |
| 前年比      | 26.3    | 2.4     | 5.8     | 3.0     | 5.3     |

CGPDTM "Annual Report"に基づき作成  
(図1：出願数の推移(単位：件，%))

(2-2) 特許出願人の国・地域別の推移

インドにおける2014年から過去5年の特許出願人をみると、インド、欧州、米国および日本の割合が高く、2014年度もかかる4つの国・地域で37,001件となり、インドへの特許出願数42,763件の約87%を占めました(図2)。インドへの特許出願数に占める日本の存在感は高いものの、米国や欧州の約半分に留まっており、2014年度は欧州の9,803件、米国の9,702件に対して、日本は5,425件となっています。

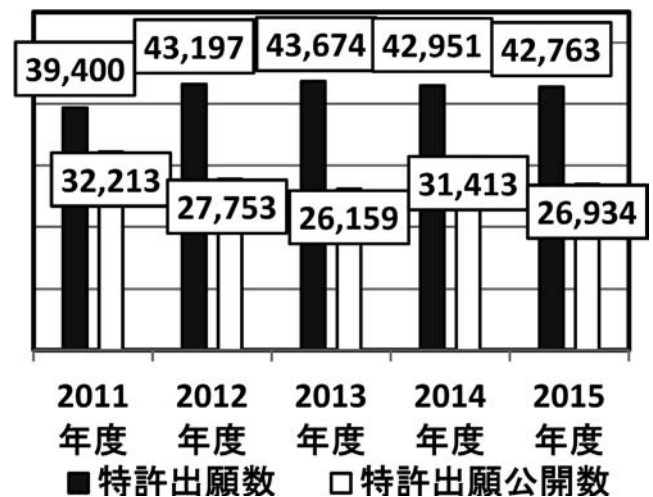


CGPDTM "Annual Report"に基づき作成  
(図2：特許出願人の国・地域別の推移)

(2-3) 特許出願公開および異議申立て件数の推移

2014年から過去5年をみると、2014年度は26,934

件、2013年度は31,413件、2012年度は26,159件、2011年度は27,753件、2011年度は32,213件の特許出願が公開されています(図3)。インド特許規則上、日本と同様に公開から18カ月後に公開がなされる旨が定められていますが(規則24)、適正に運用されず公開が遅延するケースもあります。公開を含め、請求や申請に対するインド特許局側の手続きに遅延が生じている場合には、代理人などを通じてインド特許局側にリマインドして頂くのが良いかと思えます。

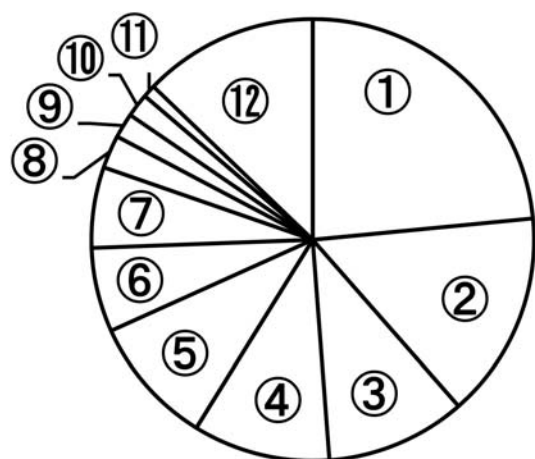


CGPDTM "Annual Report"に基づき作成  
(図3：特許出願公開の推移)

なお、インドには、日本には定めのない付与前異議申立て制度があり、公開はその申立ての起算点となっています(法25条(1))。付与前異議申立ては、2014年度は247件、2013年度は309件、2012年度は279件、2011年度は193件、2011年度は154件と、公開された案件に対して約1割またはそれ以下の割合で利用されています。これに比べて付与後異議申立ての利用は少なく、その件数は、2014年度は8件、2013年度は8件、2012年度は14件、2011年度は26件、2010年度は29件です。

(2-4) 特許出願分野の内訳

2014年のインドへの特許出願を技術分野別にみると、10,031件の機械、6,454件の化学、4,380件の通信、4,285件のコンピュータ・電子、4,031件の電気と続いています(図4)。機械分野および化学分野がそれぞれ1位および2位を占め、次に通信、コンピュータ・電子、電気の群が続く傾向がここ数年続いています。



- ① 機械(10,031件) ② 化学(6,454件)
- ③ 通信(4,480件) ④ コンピュータ・電子(4,031件)
- ⑤ 電気(4,031件) ⑥ 医薬(2,640件)
- ⑦ 物理(2,529件) ⑧ バイオテクノロジー(1,035件)
- ⑨ 工学(775件) ⑩ 金属(740件)
- ⑪ 食品(395件) ⑫ その他(5,468件)

CGPDTM "Annual Report"に基づき作成  
(図4：特許出願の技術分野別の内訳)

### (2-5) 特許出願および商標登録出願の審査期間

インド商工省産業政策振興局 (DIPP) のアビシエック次官は、2016年4月26日に開催された世界知的所有権の日を祝うイベントにおいて、これまで特許出願から最初の審査まで6-7年、商標登録出願から最初の審査までに1年半を要してきたと述べる一方、特許については出願から最初の審査までの期間を2018年3月までに18カ月とし、商標については出願から最初の審査までの期間を2017年3月までに1カ月とする目標を掲げています。

かかる目標のもと、DIPPのアガルワル局長は特許出願および商標登録出願に対する審査官の増員や研修などを実施し、成果を上げていると述べています。同局長は、特許出願に対しては「人員を5倍に増やした」とし、商標登録出願に対しても、出願から最初の審査までの期間が2016年11月時点ですでに4-5カ月に短縮されていると強調しています。

### (3) 模倣品概況

インド商工会議所連盟 (FICCI) が2015年に発表した報告書「ILLICIT MARKETS-A THREAT TO OUR NATIONAL INTERESTS」によると、インドの主な製造業での模倣品による売上損失額は、2011年度の約7,297億ルピー（約1兆1,675億円、1ルピー=約

1.6円）から、2013年度には約1兆538億ルピー（約1兆6,861億円）へと40%以上増加しました（図5）。特に携帯電話およびアルコール飲料では同期間の売上損失額が2倍以上に拡大しています。インドの模倣品による市場占有率も消費財を中心に多くの品目で増加傾向にあり、自動車部品産業では模倣品の占有率が3割を超えていると算定されます。

| 業種            | 模倣品による売上損失額 |         |       | 模倣品の占有率 |        |
|---------------|-------------|---------|-------|---------|--------|
|               | 2011年度      | 2013年度  | 伸び率   | 2011年度  | 2013年度 |
| アルコール飲料       | 5,626       | 14,140  | 151.3 | 10.2    | 16.7   |
| 自動車部品         | 9,198       | 10,501  | 14.2  | 29.6    | 33.7   |
| コンピュータ・ハードウェア | 4,725       | 7,344   | 55.4  | 26.4    | 27.9   |
| パッケージ食品       | 20,378      | 21,957  | 7.7   | 23.4    | 21.7   |
| 日用品           | 15,035      | 19,243  | 28.0  | 25.9    | 31.6   |
| 携帯電話          | 9,042       | 19,066  | 110.9 | 20.8    | 25.4   |
| たばこ           | 8,965       | 13,130  | 46.5  | 15.7    | 20.2   |
| 合計            | 72,969      | 105,381 | 44.4  | -       | -      |

FICCI "ILLICIT MARKETS-A THREAT TO OUR NATIONAL INTERESTS"に基づき作成  
(図5：インドにおける模倣品被害（単位：千万ルピー、%）)

### (4) 訴訟概況

本項目については、ジェトロニューデリーが取りまとめた「インド知財訴訟統計報告書」に基づいて紹介します。裁判所の公開データに基づいたものであるため、対象とする裁判所における全ての知財事件が含まれていることを保証するものではありませんことをご了承ください。上記の報告書を含め、ジェトロニューデリーが取りまとめた公表資料は、ジェトロウェブサイトにてPDF形式で公開しており、無料で閲覧およびダウンロードが可能です。

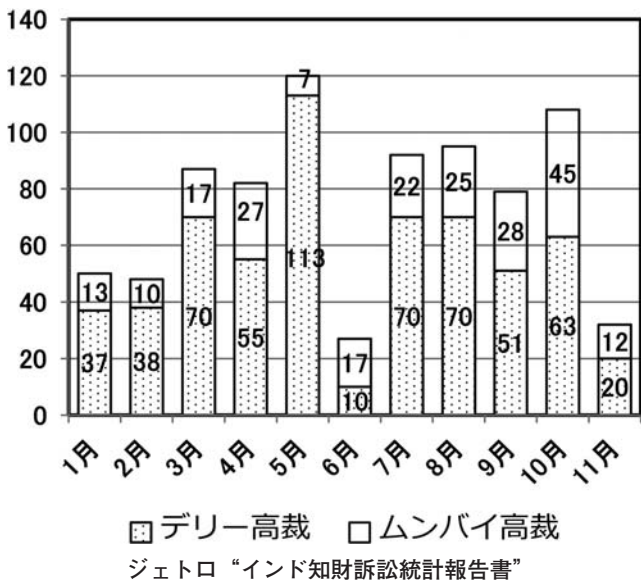
(知的財産に関する情報)

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/>

#### (4-1) 知財訴訟の受理件数の推移

2015年には820件の知財訴訟（第一審、以下本項目で同じ）がデリー高裁およびムンバイ高裁（何れも第

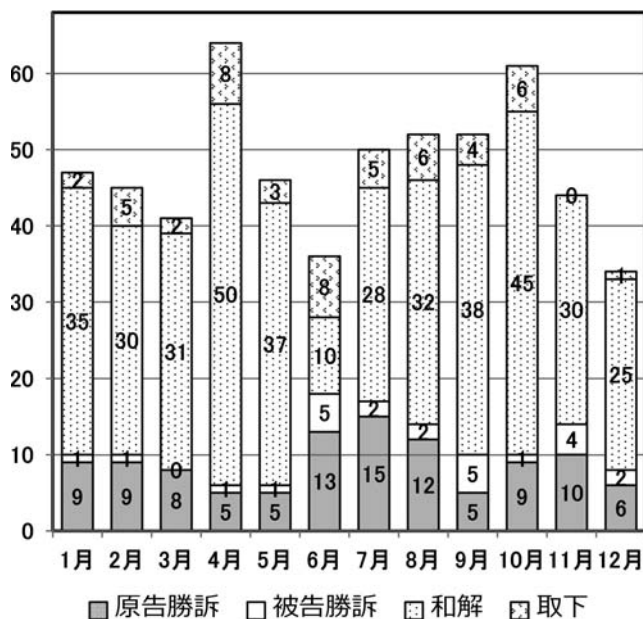
一審管轄権を有する)で受理されています。裁判所別にみると、デリー高裁の夏季休業があった6月を除く全ての月において、デリー高裁での知財訴訟の受理数がムンバイ高裁を上回っています(図6)。これらを権利別にみると、商標権を争点とするものが515件、著作権を争点とするものが200件、意匠権を争点とするものは24件、特許を争点とするものは20件です。複数の権利を争点としているものもあります。



ジェトロ“インド知財訴訟統計報告書”

(4-2) 知財訴訟の終局の内訳

2015年にデリー高裁およびムンバイ高裁で知財訴訟が終局(原告勝訴, 被告勝訴, 和解または取下)した, 当該終局の内訳をみると, デリー高裁の夏季休業があった6月を除く全ての月において, そのほとんどが和解となっています(図7)。被告勝訴との判決に対して, 原告勝訴との判決が多い傾向であることも分かります。



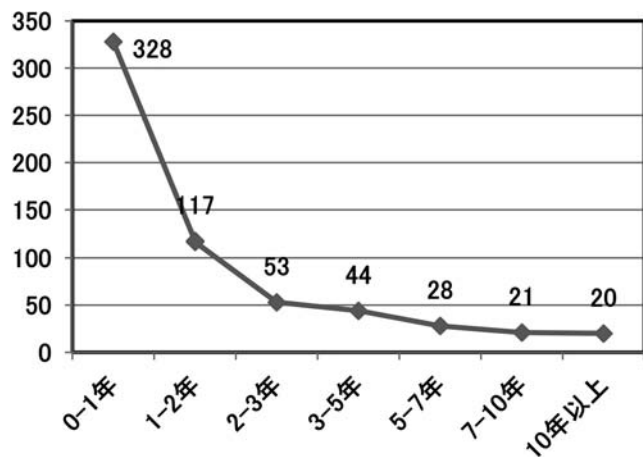
ジェトロ“インド知財訴訟統計報告書”  
(図7：デリー/ムンバイ高裁での知財訴訟の終局の内訳)

(4-3) 一方的差止の割合

インドには, 比較衡量の観点などを踏まえて裁判所が, 期間を限定して裁量により, 原告の申立てのみに基づき, 被告からの意見の機会を与えずに一方的な差し止め命令を発することができる制度があります。2015年に受理された知財訴訟のうち, デリー高裁では約60%, ムンバイ高裁では約31%において, 上記の一方的な差し止め命令が発せられています。

(4-4) 訴訟期間

2015年にデリー高裁およびムンバイ高裁で知財訴訟が終局(原告勝訴, 被告勝訴, 和解または取下)した, 当該終局までの期間をみると, 半数以上の328件が1年以内となっています(図8)。



ジェトロ“インド知財訴訟統計報告書”  
(図8：デリー/ムンバイ高裁での知財訴訟の終局までの期間)

なお、インドでは、2015年商事裁判所、高等裁判所の商事専門部および商事控訴部法（The Commercial Courts, Commercial Division And Commercial Appellate Division Of High Courts Act, 2015）が2015年10月23日付で施行されています。同法では、知財事件を含む商事事件にかかる紛争を迅速に解決する趣旨のもと、訴額が1,000万ルピー（約1,600万円）を上回る商事事件の手續期限を定めています。現地の知財弁護士によれば、同法が厳格に運用されることにより、知財訴訟の提起から1年6カ月以内に判決が得られる見通しです。

### 3. インドの政治経済および日系企業動向

ジェットロニューデリーで筆者は、知財業務に限らず、インドの政治経済に関するビジネス情報の収集、日系企業のインド進出支援、インド企業の対日投資推進、および投資セミナーの運営など、知財の基礎となるジェットロ国内外の投資関連業務に広く従事する機会を頂いています。

そこで本項目では、知財の基礎となるインドビジネス情報の概要を紹介します。知財戦略の立案・検討、知財の投資先としてのインドの現状把握、インド代理人とのコミュニケーション、ならびにインド視察のための前情報の整理などにお役立て頂ければ幸いです。

#### （1）政治経済動向

##### （1-1）政治概況

インドは連邦制を採用しています。中央と州の二元構造となっており、各州政府は幅広い権限を有しています。例えば州によってはアルコールの販売が禁止されていますし、定年の年齢も異なります。

2014年5月に誕生したモディ政権（インド人民党：BJP）は「メイク・イン・インド」政策を目玉とし、製造業やインフラの新興などに取り組んでいます。BJPは下院では単独過半数の議席を獲得していますが、各州の代表から構成される上院では少数派であり、下院と上院でねじれが生じています。モディ政権にとっては、今後の各州の州選挙で勝利し、各州でどれだけBJPの政権基盤を増やせるかがスムーズな政権運営の上で鍵となっている状況です。国土保全のため中国やパキスタンとの国境問題には強い姿勢を示しています。

日本国外務省によると、インドの人口は12億1,019

万人です（2011年国勢調査）。人口の半数以上が29歳以下であり、また2025年頃には中国の人口を追い抜き世界最大になると言われています。なお、在印日本人数は8,655人（2015年10月時点）で、このうち約5,000人が首都ニューデリー近郊に住んでいると言われています。

#### （1-2）経済概況

インド政府は2016年2月時点で、2016年度の実質GDP成長率（基準年：2011年）を7.0-7.75%と見込んでいます。これはアジア諸国の中でもトップレベルです。インド中央統計局（CSO）は2016年11月30日、2016年度第2四半期（2016年7-9月）の実質GDP成長率を7.3%と発表しています。前年同期の7.6%からは減速しましたが、第1四半期の7.1%は上回りました。

原油安の影響を受け、消費者物価指数（CPI）の上昇率（インフレ率の指標）は落ち着きをみせており、2014年の5.8%から2015年は4.9%まで低下しています。外国からインドへの投資額（直接投資額：FDI）は、2015年は393億2,800万ドルと、前年比36.6%増加しています。

インド人の所得水準も向上しています。2020年には、年間所得5,000ドル以下の低所得者層が、2015年の約6億4,000万人から約4億8,000万人まで減少する一方、年間所得5,000～35,000ドルの中間層が、2015年の約6億2,000万人から約8億2,000万人まで増加すると言われており、また2020年には年間所得平均2万5,000ドルの上位中間層が2億人を超えるとも予想されています。Eコマースも普及しており、大規模なショッピングモールに代表されるモダンリテールの成長とともに、携帯電話による地方での電子商取引も活発化しています。

インド政府は2016年6月、国家公務員の給与と年金を平均23.5%引き上げる旨を決定しました。軍従事者の給与については平均して倍以上の引き上げとなっています。インド日本商工会（JCCII）が実施し、ジェットロが取りまとめた「賃金実態調査」によると、在インド日系企業におけるインド人従業員の2015年の賃金（月給）は、一般事務職で4万8,100ルピー（7万7,000円、1ルピー＝約1.6円）、係長級で約7万3,600ルピー（約11万7,800円）、課長級で約14万0,000ルピー（約22万4,000円）という水準です。

## (2) 日系企業動向

### (2-1) インド進出状況

在インド日本大使館およびジェットロが発表した「インド進出日系企業リスト」によると、インドに進出した日系企業の数、2006年から約70~100社/年ペースで増加しており、2016年10月時点で1,305社(4,590拠点)となっています。インドへの日系企業の進出形態は、現地法人、支店、駐在員事務所、プロジェクトオフィス、および有限責任事業組合と5種類ありますが、在インド日系企業の8割以上が現地法人で、約1割5分が駐在員事務所とされています。

在インド日系企業はインド全土に分散していますが、約6割がデリー~ムンバイ回廊に集中している状況です。なお、在インド日系企業の存在感が最も強い産業は自動車関連で、また在インド日系企業の8割以上が大企業とされています。

### (2-2) 在インド日系企業が考えるインド投資のメリットとリスク

ジェットロが発表した「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」によると、インド投資のメリットとして、在インド日系企業はインドの内需市場規模や人件費の安さを挙げています。一方、投資環境面でのリスクとして、税制手続きの複雑さやインフラ(電力、物流および通信など)の未整備を挙げています。

### (3) 日印関係

日本とインドは、日印戦略的グローバル・パートナーシップの下、2006年から毎年相互に首脳が訪問し合うほど良好で緊密です。

安倍首相は2014年1月に続き2015年12月と訪印を重ねています。12月の訪印にあたり「日印両国はイ

ンド初の高速鉄道の建設について日本の新幹線方式の採用で合意する」と日本で報道され、またインドでも「インド政府が日本の新幹線方式を導入することを閣議決定する」という情報が流れたこともあり、これまで以上に注目度の高い訪印となりました。両首脳は2015年12月12日の首脳会談の場で、ムンバイ~アーメダバード路線への日本の高速鉄道技術(新幹線システム)の導入に関する協力に係る覚書に署名しています。

またモディ首相は、2014年5月の就任後、近隣諸国を除いて、主要国初の外遊先として同年9月に日本を訪問しています。モディ首相の2回目となる2016年11月の訪日では、安倍首相と首脳会談を行い、日印原子力協定に署名しました。また、日本の新幹線方式が採用されるムンバイ~アーメダバード間の高速鉄道の2023年開業に合意するとともに、安全保障、人材育成および人的交流について協議を進める旨も確認しています。

## 4. おわりに

以上、本稿では、インド知財の概況に加え、インドの政治経済および日系企業動向について紹介しました。今回のジェットロニューデリーへの派遣が終了する2017年3月末まで、出来るだけ多くの情報を収集するとともに発信し、成果を弁理士会へ還元できるよう活動していきます。

最後になりましたが、このような非常に有意義な機会を与えて頂きましたジェットロの方々や日本弁理士会をはじめ、本稿の執筆にあたりご助言頂いた菅原洋平部長には、この紙面を借りて心より感謝申し上げます。

以上

(原稿受領2017.1.7)